

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地  
第413会計隊長 大和 陽一

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件名等

グループ	件名	規格	単位	数量	履行期間
A	部外技能訓練(車両系建設機械、整地等)38H ほか2件	品目等内訳書のとおり			令和3年8月17日～令和3年8月24日
B	部外技能訓練(車両系建設機械、整地等)38H ほか2件				令和3年9月6日～令和3年9月14日

(3) 履行場所 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格の審査結果を受けた者のうち、役務の提供:D等級以上を有し、令和元、2、3年度競争参加資格を有するもの。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止措置が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

第413会計隊掲示板 東部方面会計隊ホームページ(WWW.mod.go.jp/gsdf/ea/kaikei/eafin)に掲載

4 入札(現場)説明会

実施しない

5 入札

- (1) 日時 令和3年7月30日(金)16:30
- (2) 会場 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 A庁舎2階 関東補給処保管室
- (3) 郵送・置き札による入札 封書に会社名、入札日時、件名及び入札書在中(朱書き)と明記した上、7/29(木)17:00までに第413会計隊必着とする。また、事前に郵送による入札を行う旨を必ず連絡すること。  
※発送者の責により入札当日の09:00までに到着の確認を実施すること。

6 入札条件

- (1) 市場価格調査 入札に参加する者は、努めて、令和3年7月26日(月)17時00分までに市場価格をFAXにて提出すること(消費税抜き価格)。
- (2) 入札金額 「消費税抜き価格」で記載すること。
- (3) 再度入札 1回の入札で落札決定できない場合には、ただちに再度入札を実施する場合がある。  
初度入札で郵便による入札参加者があった場合、再度入札の時期は次のとおりとする。  
日時:令和3年8月3日(火)16:30

7 落札決定方法

- (1) グループ別の総額で、かつ当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 保証金

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 入札保証金 | 免 | 除 |
| (2) 契約保証金 | 免 | 除 |
| (3) 履行保証金 | 免 | 除 |

9 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電信、電話、ファックス等による入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した場合
- (5) 郵便による入札で期日までに未着のもの

11 その他

- (1) 委任状 代表者でない者が入札する場合は、入札時に委任状を提出
- (2) 資格審査決定通知書 本年度「資格審査結果通知書」の写しを未提出の業者は入札までに提出
- (3) 連絡先 〒300-0837 茨城県土浦市右柳2410 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地  
第413会計隊 担当: 中内 電話029-842-1211(内線2250)  
霞ヶ浦駐屯地業務隊総務科 担当: 古市 FAX029-843-4528(直通)  
電話029-842-1211(内線2306)



調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
部外技能訓練 (車両系建設機械)	霞業-X-0009-F
	防衛大臣承認 平成 年 月 日
	作成 平成 27年 5月 12日
	変更 令和 3年 6月 10日
作成部隊等名	霞ヶ浦駐屯地業務隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地において実施する部外技能訓練「車両系建設機械」について必要な事項を規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

#### 1.2.1 契約担当官

契約担当官とは、第413会計隊長をいう。

## 2 実施時期

令和3年8月17日～8月24日（日曜日を除く。）7日間

## 3 予定人員

9名を基準とする。

## 4 条件

- 車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削・解体）が講習可能であり、車両系建設機械（整地等）及び車両系建設機械（解体）の技能終了証を取得できること。
- 講習場所が、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地（茨城県土浦市右廻2410）から片道1時間以内程度の場所であること。
- 請負業者側で霞ヶ浦駐屯地から講習実施場所までの間、講習受講者の送迎を実施すること。

## 5 特記事項

契約内容不履行が生じた場合においては、請負業者の責任において処置することとする。なお、責任の所在が不明確な不履行が生じた場合は、官側と協議の上、両方で処置するものとする。

## 6 秘密保全

請負業者は、本役務の実施により知り得た情報内容に関して、官側の許可なく漏洩してはならない。

## 7 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、契約担当官の指示を受ける。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
部 外 技 能 訓 練 (車両系建設機械)	霞 業-X-0009-G		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	平成 27年	5月 12日
	変 更	令和 3年	6月 10日
作成部隊等名	霞ヶ浦駐屯地業務隊		

## 1 総 則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地において実施する部外技能訓練「車両系建設機械」について必要な事項を規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

#### 1.2.1 契約担当官

契約担当官とは、第413会計隊長をいう。

## 2 実施時期

令和3年9月6日～9月11日及び9月14日の7日間

## 3 予定人員

9名を基準とする。

## 4 条 件

- 車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削・解体）が講習可能であり、車両系建設機械（整地等）及び車両系建設機械（解体）の技能終了証を取得できること。
- 講習場所が、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地（茨城県土浦市右廻2410）から片道1時間以内程度の場所であること。
- 請負業者側で霞ヶ浦駐屯地から講習実施場所までの間、講習受講者の送迎を実施すること。

## 5 特記事項

契約内容不履行が生じた場合においては、請負業者の責任において処置することとする。なお、責任の所在が不明確な不履行が生じた場合は、官側と協議の上、両方で処置するものとする。

## 6 秘密保全

請負業者は、本役務の実施により知り得た情報内容に関して、官側の許可なく漏洩してはならない。

## 7 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、契約担当官の指示を受ける。